

## 日本労働年鑑 第52集 1982年版

The Labour Year Book of Japan 1982

## 第三部 労働政策

## IV 社会保障

## 5 難民条約加入にともなう社会保障関係法の一部改正

八一年六月五日、「難民の地位に関する条約等の加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律」が成立し、八二年一月一日施行となった。この法律成立にともなう社会保障関係法の一部改正はつぎのとおり。

国民年金法——(1)被保険者の資格にかんする要件のうち国籍要件を撤廃するとともに、これにともない資格取得および資格喪失の時期についての所要事項の改正、(2)福祉年金の支給および失権の要件のうち国籍要件の撤廃

児童扶養手当法——受給資格者の国籍要件の撤廃

特別児童扶養手当法——特別児童扶養手当および福祉手当の受給者の国籍要件の撤廃

児童手当法——児童手当受給者の国籍要件の撤廃

なお、国民健康保険についても、市町村の条例規定により外国人に適用していたのを厚生省令の改正によって適用することとなった。

【参考資料】(1)『週刊社会保障』、(2)『社会保険旬報』、(3)『健康保険』、(4)『社会保障年鑑』、(5)『保育情報』

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)